

大阪市動物の愛護及び管理に関する条例第 11 条第 7 号に定める動物の愛護及び管理に関する法律第 35 条第 1 項の規定に基づく猫の引取りに係る手数料の免除取扱要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、大阪市動物の愛護及び管理に関する条例（平成 13 年大阪市条例第 46 号、以下「条例」という。）第 11 条第 7 号に定める動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号、以下「法」という。）第 35 条第 1 項の規定に基づく猫の引取りの申請に係る手数料について、条例第 13 条の規定に基づく免除に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、法及び条例の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 認定猫 大阪市「多頭飼育崩壊防止を目的とした飼い猫の不妊・去勢手術助成事業」の手術助成の対象として認定を受けた猫（ただし住所地で飼養している猫に限る。）
- (2) 申請者 法第 35 条第 1 項の規定に基づく猫の引取りの申請に係る手数料について、条例第 13 条の規定に基づく免除に係る申請を行った者

(免除の申請)

第 3 条 条例第 13 条の規定による手数料の免除の申請をしようとする者は、本要綱で定める「猫の引取り手数料免除申請書」（様式第 1 号）を法第 35 条第 1 項の規定に基づく猫の引取りの申請とあわせて市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請は、大阪市「多頭飼育崩壊防止を目的とした飼い猫の不妊・去勢手術助成事業」実施要綱（以下「手術助成要綱」という。）第 11 条第 1 項各号で規定する条件に適合する全ての認定猫の手術が終了した日から手術助成要綱第 8 条第 3 項で規定する認定有効期限までに行わなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めた場合は、市長はその期限を延長することができる。

(免除決定及び通知)

第 4 条 市長は、前条の申請に対して、別に定める基準に基づき審査を行い、審査の結果、条例第 13 条の規定に基づき免除を行うと決定する場合は「猫の引取り手数料免除決定通知書」（様式第 2 号）を、免除を行わないとする場合は「猫の引取り手数料を免除しない旨の通知書」（様式第 3 号）により申請者に通知するものとする。

- 2 前項で免除決定した場合の免除に係る有効期限は、免除決定日から 30 日を経過した日までとする。この場合の免除有効期限は、免除決定を受けた者が手数料の免除の効果を確認させるため、市長に対して免除対象となっている猫の引き渡しを完了させる期限とする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めた場合は、市

長はその期限を延長することができる。

(免除決定の取消し及び通知)

第5条 市長は、前条の規定に基づき免除決定を行った者が、別に定める基準に該当する場合は、「猫の引取り手数料免除決定取消通知書」(様式第4号)により申請者に通知し、免除決定を取り消すことができる。

(不正に対する措置)

第6条 市長は前条の規定により免除決定を取り消した場合において、免除決定の取り消しを受けた者が、条例第11条第7号による猫の引取り手数料を既に免除されている場合は、期限を定めて、当該不正により免除された引取り手数料を支払わせることができる。

(標準処理期間)

第7条 第3条第1項に規定する申請に係る標準処理期間については、市長に当該申請が到達した日の翌日から起算して30日とする。ただし、申請の補正に要する期間はこれに含まない。

(その他の事務)

第8条 本要綱に定めるほか、必要とされる事務手続き等の事項は、健康局長が定めるものとする。

附則

この要綱は、令和7年3月24日から施行する。

猫の引取り手数料免除申請書

年 月 日

大阪市長 様

申請者 住 所

電話番号

氏 名
(認定番号)

大阪市動物の愛護及び管理に関する条例第 11 条第 7 号に定める動物の愛護及び管理に関する法律第 35 条第 1 項の規定に基づく猫の引取りに係る手数料の免除取扱要綱第 3 条第 1 項の規定に基づき、下記の猫について引取り手数料の免除を申請します。

記

猫の名前	性別	年齢（又は飼養歴）
①	メス・オス	
②	メス・オス	
③	メス・オス	
④	メス・オス	
⑤	メス・オス	
⑥	メス・オス	
⑦	メス・オス	
⑧	メス・オス	
⑨	メス・オス	
⑩	メス・オス	

猫の引取り手数料免除決定通知書

大健第 号
年 月 日

様

大阪市長

大阪市動物の愛護及び管理に関する条例（以下「条例」という。）第 11 条第 7 号に定める動物の愛護及び管理に関する法律第 35 条第 1 項の規定に基づく猫の引取りに係る手数料について、条例第 13 条の規定に基づき、下記の猫の引取り手数料を免除することを決定しましたので、大阪市動物の愛護及び管理に関する条例第 11 条第 7 号に定める動物の愛護及び管理に関する法律第 35 条第 1 項の規定に基づく猫の引取りに係る手数料の免除取扱要綱第 4 条第 1 項に基づき通知します。

記

免除決定年月日	年 月 日	
免除対象の猫の名前	性別	年齢（又は飼養歴）
①	メス・オス	
②	メス・オス	
③	メス・オス	
④	メス・オス	
⑤	メス・オス	
⑥	メス・オス	
⑦	メス・オス	
⑧	メス・オス	
⑨	メス・オス	
⑩	メス・オス	

猫の引取り手数料を免除しない旨の通知書

年 月 日

様

大阪市長

あなたは 年 月 日付けで大阪市動物の愛護及び管理に関する条例第11条第7号に定める動物の愛護及び管理に関する法律第35条第1項の規定に基づく猫の引取りに係る手数料の免除についての申請をされましたが、下記の理由から、手数料を免除しないことを決定しましたので、大阪市動物の愛護及び管理に関する条例第11条第7号に定める動物の愛護及び管理に関する法律第35条第1項の規定に基づく猫の引取りに係る手数料の免除取扱要綱第4条第1項の規定に基づき通知します。

決定の理由	
-------	--

お問い合わせ先

大阪市健康局

生活衛生課 乳肉衛生・動物管理グループ

Tel : 06-6208-9996

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

猫の引取り手数料免除決定取消通知書

年 月 日

様

大阪市長

年 月 日付け大健第 号により通知した大阪市動物の愛護及び管理に関する条例第11条第7号に定める動物の愛護及び管理に関する法律第35条第1項の規定に基づく猫の引取りに係る手数料の免除決定について、下記の理由からこの決定を取り消すことを決定しましたので、大阪市動物の愛護及び管理に関する条例第11条第7号に定める動物の愛護及び管理に関する法律第35条第1項の規定に基づく猫の引取りに係る手数料の免除取扱要綱第5条の規定に基づき通知します。

決定の理由	
-------	--

お問い合わせ先 大阪市健康局 生活衛生課 乳肉衛生・動物管理グループ Tel : 06-6208-9996

- (教示)
- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができます。
 - この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
 - ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

大阪市動物の愛護及び管理に関する条例第 11 条第 7 号に定める動物の愛護及び管理に関する法律第 35 条第 1 項の規定に基づく猫の引取りに係る手数料の免除決定に係る審査基準

- 1 大阪市動物の愛護及び管理に関する条例（以下「条例」という。）第 13 条に規定する「特別の事由があると認めるとき」とは、具体的には、次の各号のいずれにも該当する場合とする。
 - (1) 市長に対して大阪市「多頭飼育崩壊防止を目的とした飼い猫の不妊・去勢手術助成事業」実施要綱（以下「手術助成要綱」という。）第 6 条の規定に基づく申請を行い、手術助成要綱第 8 条第 1 項の規定に基づく認定を市長から受けており、手術助成要綱第 11 条第 1 項各号で規定する条件に適合する全ての認定猫の手術が終了していること。
 - (2) 市長に対して手術助成要綱第 6 条の規定に基づく申請を行い、手術助成要綱第 7 条の規定に基づく飼養状況等の確認のための調査によって、「生活環境を損なっている」と市長より認められていること。
具体的には、次のアからカのいずれかに該当する場合とする。
 - ア 強烈な猫のにおいを感じる
 - イ 人に迷惑をかけるような鳴き声その他の猫の飼養に起因する音が発生している。
 - ウ 猫の毛が著しく飛散している。
 - エ 猫の排せつ物が目に付く。
 - オ 衛生害虫が多数発生している。
 - カ 地域住民から猫の飼養に起因する苦情等がある。
 - (3) 動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法律」という。）第 35 条第 1 項の規定に基づき引取りを求める全ての猫が手術助成要綱第 11 条第 1 項に規定する不妊・去勢手術を受けていないこと。
 - (4) 法律第 35 条第 1 項の規定に基づく引取りを行った結果、申請者が飼養する猫による出産が起こり得ない状況を確保できること。
 - (5) 手術助成要綱第 6 条の申請を行った際に、申請者が飼養していた未去勢のオス猫全て又は未不妊のメス猫全てを引取るものではないこと。
- 2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、条例第 13 条に規定する「特別の事由があると認めるとき」に当たらない。
 - (1) 条例第 13 条の規定による猫の引取り手数料の免除決定を受けた者が、免除対象となった猫全てを市長に引き渡した後に、再び大阪市動物の愛護及び管理に関する条例第 11 条第 7 号に定める動物の愛護及び管理に関する法律第 35 条第 1 項の規定に基づく猫の引取りに係る手数料の免除取扱要綱（以下「免除取扱要綱」という。）

に基づく申請を行う場合。

- (2) 条例第 13 条の規定による猫の引取り手数料の免除決定を取り消された者が、再び免除取扱要綱に基づく申請を行う場合。
- (3) 申請書の記載内容に虚偽がある場合。
- (4) 申請者において、申請者が飼養していない猫（所有者のいない猫を含む）の引取りを求めるものである場合。

大阪市動物の愛護及び管理に関する条例第 11 条第 7 号に定める動物の愛護及び管理に関する法律第 35 条第 1 項の規定に基づく猫の引取りに係る手数料の免除決定取消しに係る不利益処分基準

- 1 大阪市動物の愛護及び管理に関する条例第 13 条に規定する免除決定を取り消すことができる場合は、具体的には次の各号のいずれかに該当する場合とする。
 - (1) 免除決定を受けた者（以下「被処分者」という。）が「大阪市動物の愛護及び管理に関する条例第 11 条第 7 号に定める動物の愛護及び管理に関する法律第 35 条第 1 項の規定に基づく猫の引取りに係る手数料の免除決定に係る審査基準」第 1 項各号のいずれかに該当しなくなった場合
 - (2) 次のアからウのいずれかに該当する場合
 - ア 申請書の記載内容に虚偽があること
 - イ 被処分者において、被処分者が飼養していない猫（所有者のいない猫を含む）の引取りを求めるものであること
 - ウ その他被処分者が不正な手段により免除決定を受けていると市長が判断すること